

幼稚園保育料(特定教育施設利用者負担額表)

(月額、単位:円)

所得割77100円以下は
多子カウント年齢制限なし

各月初日の入所子どもの属する世帯の階層区分			子の区分	利用者負担額
階層	定義			
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		第1子	0
			第2子	
2	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む。)又は養育里親等	ひとり親世帯等	第1子	0
			第2子	
		上記以外の世帯	第1子	1,900
			第2子	0
3	市町村民税課税世帯	所得割77,100円以下	第1子	1,900
			第2子	0
		上記以外の世帯	第1子	8,700
			第2子	4,350
4	所得割77,101円以上211,200円以下	第1子	12,700	
		第2子	6,350	
5	所得割211,201円以上	第1子	15,900	
		第2子	7,950	

※多子については、小学校3年生以下の子どもにつき年長者から第1子、第2子とカウントします。第3子は無償です。

※所得割額は、税額控除(住宅取得控除や寄付金控除など)適用前の市町村民税所得割課税額で判定します。

※① 同一世帯内に2人以上のお子さんがある場合、こども未来室において、確認し、軽減措置を行います。この場合、手続きは不要です。ただし、お子さんと別居している場合は確認できませんので、その場合は別居している児童と生計同一であることが分かる書類の提出が必要です。(例：健康保険の扶養・税の扶養に入っている等)

※② ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭及び保護者または同一の世帯に属する方において、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・特別児童扶養手当の証書・障害基礎年金を受給している場合はその年金証書をお持ちの場合をいいます。

※①及び※②に該当する場合の手続きについて、必要書類の提出をお願いします。

※①別居している子どもさんがある場合。

○健康保険で扶養にとっていることがわかる物として子どもさんの健康保険証のコピー

○税扶養にとっていることがわかる物(源泉徴収票や確定申告書、市府民税の申告書等で扶養控除の氏名記載がされているもの) 等

※②ひとり親世帯等(ひとり親についてはこども未来室において確認できますが、その他につきましては、下記の書類が必要になります)

- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 特別児童扶養手当の証書
- 障害基礎年金の年金証書
- 上記書類のコピー